

国連アジア極東犯罪防止研修所第160回国際研修に参加して

福岡地方検察庁 検事 川端裕子

私は、平成27年5月13日から同年6月18日までの間、国連アジア極東犯罪防止研修所で開催された第160回国際研修に参加させていただきました。

本研修のテーマは、「サイバー犯罪の現状と対策」であり、海外参加者及び国内参加者は、それぞれ自国において、刑事司法実務家として活動しており、今後、国境を越えて増加の一途をたどることが確実視されるサイバー犯罪に関し、最新の知識を獲得し、また、対策について各国の現状を踏まえた上で議論を重ねるなどしました。

今回の研修は、主に、アジ研教官による講義、ドイツやオーストラリア等から招へいされた海外客員専門家及び国内講師による講義、各研修員によるレポート発表、グループワーク、警察庁の関係機関の見学等により構成されており、そのどれもが有意義な内容であり、私にとって大変貴重な経験となりました。

恥ずかしながら、私は、不正アクセス禁止法という法律に関する知識は多少有していましたが、同法制定の背後にサイバー犯罪条約の存在があることも、その条約の内容に関する知識も持ち合わせていませんでした。

しかしながら、海外参加者は、サイバー犯罪条約の内容や意義等について深い理解を有している方が多く、各テーマに沿って活発な議論が行われていました。また、各国が、サイバー犯罪が増加・複雑化していることに対して危機感を有し、サイバー犯罪条約への批准や国内法の整備等に意欲的に取り組んでいることも発表・報告され、日本よりも法整備が進んでいると思われる国もあり、日本の法律や運用が、必ずしも先進的なものではないという現実を知りました。

情報・通信技術の普及・発展によりサイバー犯罪が飛躍的に増加し、その内容も高度化・複雑化していることは周知の事実ではありますが、日本の検察官の多くが、サイバー犯罪に対する十分な知識を備えていないのが現状ではないかと思われまます。その一因として、警察が捜査を進めても、結局、犯人が利用したIPアドレスが海外のものであることが判明するなどして実質的に捜査終了となることも多く、検察官がサイバー犯罪を取り扱うこと自体が少なく、具体的事件を通じて知識を得る機会に乏しいといったことが挙げられると思います。

最近話題となった標的型メール攻撃等のサイバー犯罪の脅威は大きく、国家レベルの対策が必要であるとも報じられているところであり、今後は、捜査対象者が海外のネットワークを利用していることをもって捜査を断念するということが許されない状況になると思われまます。そのような時、各機関や各国の連携・共助が必要不可欠かつ重要となります。

今回の国際研修を通じ、その重要性を認識できたことは、とても有益であり

ましたし、各国の刑事司法実務家である海外参加者とのつながりを持つことができたことは、とても嬉しく感じています。

本研修期間中、約6週間にわたり、国内参加者及び海外参加者と共に寮生活を送りましたが、その間、お酒を飲みながら、皆で深夜まで議論をしたり、海外参加者らを新宿や渋谷などの繁華街や週末には富士山や鎌倉といった観光地に案内するなど、とても楽しい日々を過ごすことができました。

普段の生活では気づかない日本文化に触れることができ、国内参加者同士、「今、一番、日本を満喫しているよね。」などと言い合ったことが懐かしく思い出されます。たくさんの人たちと交流することができたことは、私にとって財産であると考えています。

このように有意義な研修を受ける機会を与えていただいた方々、特にアジ研の教官、事務官、施設職員の皆様や研修に送り出してくれた原庁の皆様に対し、心から御礼申し上げます。